

滋賀県建設コンサルタント業務等設計共同体試行取扱要領

(趣 旨)

第1条 この試行要領は、滋賀県が発注する建設コンサルタント業務および建築設計監理業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）について、県内企業（滋賀県内に主たる営業所を有する企業をいう。）の技術力向上の観点から、設計共同体への発注を試行するため、必要な事項を定めるものとする。なお、この試行要領に定めのない事項については、滋賀県建設工事共同企業体運用基準（平成2年4月6日制定。以下「運用基準」という。）を準用するものとする。

(対象業務)

第2条 設計共同体が発注することができる建設コンサルタント業務等は、県内企業の単独では実施が困難で高度な技術を要する業務で、県外企業との共同で履行することにより、県内企業の技術力の向上が期待できると発注機関が認めた業務とする。

(構成員)

第3条 設計共同体の構成員は、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分の滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録された県内企業と県外企業による組合せとし、その結成は、自主結成方式とする。

2 構成員数は、原則として2者または3者とする。

(出資比率)

第4条 出資比率は構成員間で決定する。

(設計共同体の内容)

第5条 設計共同体の業務形態は、構成員がその技術力を結集して業務を実施するものとする。

2 構成員は、その分担業務毎に、担当（主任）技術者を配置するものとする。

3 代表者は、構成員において決定された者とする。

(設計共同体協定書)

第6条 設計共同体協定書は、別に定めるものとする。

(資格確認の申請)

第7条 資格確認を受けようとする設計共同体は、入札公告または通知で指定する期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 設計共同体参加資格確認申請書

(2) 設計共同体協定書

(3) その他契約担当者が必要と認めて前条の規定により指示した書類

(資格の確認)

第8条 発注機関の長は、申請を受けた設計共同体について資格の確認を行い、適格なものを資格があると確認し、それ以外のものを資格がないと確認する。なお、入札方式が簡易型一般競争入札または事後審査型一般競争入札である場合は、落札候補者についてのみ資格の確認を行うものとする。

2 確認の結果については、資格の確認通知を行うものとする。なお、入札方式が簡易型一般競争入札または事後審査型一般競争入札である場合は、資格の確認通知は行わないものとする

3 2による確認は、確認の対象となった業務についてのみ有効とする。

(存続期間)

第9条 設計共同体の存続期間は、滋賀県が契約を締結した設計共同体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の存続期間は、契約に係る業務の完成後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該業務につき瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

(混合入札)

第10条 設計共同体と単体との混合での入札については、本試行の実施上やむを得ないと認められる場合を除き、原則として実施しないものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるものの他必要な事項は、土木交通部長が別に定める。

付則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。